

日本国外務大臣及び防衛大臣とフランス共和国外務大臣及び国防大臣との間の
共同発表

(パリ, 2017年1月6日)

1. 2017年1月6日, 岸田文雄日本国外務大臣及び稲田朋美日本国防衛大臣並びにジャン＝マルク・エローフランス共和国外務・国際開発大臣及びジャン＝イヴ・ル＝ドリアンフランス共和国国防大臣(以下「四大臣」という。)は, パリにおいて, 第3回日仏外務・防衛閣僚会合(以下「2+2」という。)を開催した。この会合に先立ち, 同日, 第6回日仏外相戦略対話が行われ, また, 前日には, 日仏防衛大臣会談も行われた。これらの協議は, グローバルな課題, 国際的課題及び地域的課題に関する両国の共有された認識を確認し, 日仏二国間協力, 特に安全保障・防衛分野における協力を前進させる機会となった。

2. 四大臣は, 両国が, 自由, 民主主義, 人権及び法の支配の尊重という共通の価値を有することを再確認した。四大臣は, 和解及び地域協力の重要性について一致するとともに, 国際の平和, 安定及び繁栄の強化に取り組むことを再確認した。四大臣は, 両国が国際法及び国連憲章, 特に, 紛争の平和的解決及びいかなる国の領土保全若しくは政治的独立に対する, 又は国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法による武力の行使の禁止の原則を尊重することを重視していることを確認した。日仏は, 互いが国際機関における特別なパートナーであり, それぞれの地域及び国際社会における決定的に重要なアクターであることを相互に認めた。

グローバルな課題, 国際的課題及び地域的課題

3. 四大臣は, 重要なグローバルな課題に対処するため, 2013年6月7日に日本国総理大臣及びフランス共和国大統領によって作成された日仏間協力のためのロードマップ(2013-2018年)においても言及されており, 両国間協力の深化を継続したいとの希望を再確認した。日本の両大臣は, 安全保障に関する法整備の目的を説明した。フランス共和国の両大臣は, 国際の平和と安定の促進においてより積極的な役割を果たすことを目指す日本の決意と取組を歓迎し, 支持した。四大臣は, 世界の安定と繁栄に不可欠な, アジアと中東・アフリカとの間の自由で開かれた安全な交通を維持することが必要との認識を共有した。日本の両大臣は, この目的に寄与するために, 日本国政府が「自由で開かれたインド太平洋戦略」を確固として推進していくことを強

調した。フランス共和国の両大臣は、また、日本が、国際連合平和維持活動に対する貢献を継続することを呼びかけた。日本の両大臣は、特にG7関連会合、シャングリラ・ダイアログ及び南太平洋国防大臣会合に際して、また、ニューカレドニア駐留フランス共和国軍及び仏領ポリネシア駐留同軍による海洋安全保障、人道支援・災害救援（HA/DR）に関する作戦への参加並びにインド太平洋を含む海洋全体における恒常的で目に見える海軍のプレゼンスを通じて、フランス共和国が平和及び安全のために積極的に取り組んでいることを賞賛した。さらに、両国が共に「太平洋国家」であることを踏まえ、両国は、この地域での恒常的な協力を行うことを目指して、地域に関する対話を強化することを確認した。

4. 四大臣は、非伝統的な安全保障上の脅威の台頭につき議論した。四大臣は、多くの人々を殺害・負傷させた、世界のあらゆる場所での最近のテロ攻撃を非難した。四大臣は、両国民に対するテロのリスクを減少させるように協力し、また、テロの根源に対処し、過激派と闘うアプローチを発展させるべく両国の努力を緊密に連携させることで一致した。四大臣は、テロリストのプロパガンダに対抗し、両国民の中から外国人戦闘員がリクルートされることを防ぎ、テロ組織の資金源を枯渇させるための努力を強化することで一致した。2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおける「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の採択は、テロの資金源との闘いを含む国際的協力の強化のためのG7の活動における転換点となった。日仏は、同計画の実施に注力する。2017年に開催される次回G7サミットは、国及び政府の長が、テロとの闘いにおいてとられてきた行動のまとめを行う機会となるべきであろう。四大臣は、テロの脅威、特にISIL/ダーイシュ及びアル・カーイダによる脅威と効果的に闘うための能力強化のために国際社会の努力を増加させる必要性について強調した。中東地域における人道支援の重要性並びにテロリズムが強制的な人々の移動の面で特に一次受入国及び欧州に及ぼす影響に対応する必要性について再確認しつつ、四大臣は、同分野での連携を継続することで一致した。フランス共和国の両大臣は、日本の貢献、特にサブサハラにおける脅威に対処するための貢献を評価した。

5. 四大臣は、3本柱の均衡のとれた実施を通じて核兵器の不拡散に関する条約（NPT）の新たな運用検討サイクルの成功を確かなものとする決意を再確認した。四大臣は、核軍縮を重視すること及び全ての国の安全が損なわれないとの原則に基づく現実的かつ実践的な取組を通じたNPT第6条の着実な実施が重要であることを再確認した。四大臣は、核軍縮及び安全保障の問題は切

り離すことができず、国際的な協力が追求されなければならないことを再確認した。四大臣は、さらに、核拡散の危機に断固として対応するための努力及び最も高いレベルの安全基準に沿った原子力エネルギーの平和的利用の責任ある発展を促進する努力を継続する重要性を強調した。四大臣は、これらの主題の全てについて緊密に協議することを決定した。また、フランス共和国は、太平洋国家として、アジア不拡散協議（ASTOP）への参加につき関心を表明した。四大臣はまた、天野之弥国際原子力機関（IAEA）事務局長の下、特に国際的な核不拡散体制の強化においてIAEAが果たす重要な役割を確認した。

6. 四大臣は、気候変動が、いくつかの国において、経済的、社会的及び政治的状况を悪化させるおそれがあり、ひいては、地域的及び国際的危機に至る可能性がある国内危機の発生を助長するおそれがあることを再確認した。四大臣は、地球の気候バランスを維持するための短期的な行動の必要性及び全ての国がパリ協定の実施を優先課題とみなすべきことを確認した。長期目標達成に向けた2050年までの道筋プラットフォームの下での両国による最近の取組を確認しつつ、四大臣は、今から今世紀半ばまでの間に、カーボンニュートラルな経済を達成するという両国の意思を再確認した。四大臣は、気候変動対策は、最も脆弱な国々に対する連帯が不可欠であることを確認した。

7. 四大臣は、南シナ海に関して、埋立て、拠点構築及びその軍事目的での利用といった、緊張を高める一方的な行動に対する強い反対を表明するとともに、全ての当事者に対し、国際法上の義務を遵守し、そのような行動を自制するよう求めた。四大臣は、特に海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）を始めとする国際法に基づく、航行及び上空飛行の自由並びに紛争の平和的解決を重視している旨確認した。四大臣は、南シナ海に関する行動宣言（DOC）の完全かつ効果的な履行及び効果的な南シナ海に関する行動規範（COC）の早期策定を求め、この方向での東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国及び中国による努力を歓迎した。四大臣は、また、2016年12月8日に、G7広島外相会合のフォローアップとして、第二回「海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合」が東京で開催されたことを歓迎した。

8. 四大臣は、北朝鮮による核及び弾道ミサイル計画の進展に対する重大な懸念を再確認し、2016年に国際的な義務及びコミットメントに違反して行われた北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を断固として非難した。四大臣は、北朝鮮が2016年に採択された第2270号及び第2321号を始めとする関連する国際連合安全保障理事会決議を遵守し、完全な、検証可能な、

かつ不可逆的な方法で、核及び弾道ミサイル計画を放棄するよう強く求めた。四大臣は、日本と同様に欧州連合（EU）が独自の制裁を強化することの重要性を確認した。四大臣は、地域及び国際の安全保障にとって脅威であるこの危機の解決のために、共同で努力することを決意した。四大臣は、北朝鮮にいる人々が経験している深刻な苦難に対する深い懸念を表明し、北朝鮮当局が国際社会の声に耳を傾け、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保するよう、国連の枠組みの中のものを含め、努力を継続することで一致した。四大臣はまた、北朝鮮に対し拉致問題を直ちに解決するよう強く求めた。

9. 四大臣は、ウクライナの主権及び領土一体性を完全に尊重することを改めて表明し、ウクライナ東部における紛争の解決のためのミンスク合意の完全な履行を重視していることを再確認し、ノルマンディー・フォーマット及び三者コンタクトグループの枠組みで進められている努力を支持した。四大臣は、制裁実施期間が、ミンスク合意の完全な履行及びウクライナの主権の尊重と明確に関連付けられていることを確認した。

10. 四大臣は、中東に関して共通の関心を有する主題全体についての日仏対話及び協力を強化する意思を確認した。四大臣は、人道支援の拡充、地域の国家の包括的な開発及び大量の難民流入に対応するための能力の強化並びに法の支配を遵守の必要性を強調した。

11. 四大臣は、政治解決のみが紛争を持続的に終結させることを確認した。四大臣は、人道状況の継続的な悪化への強い懸念を表明した。四大臣は、仏のイニシアティブにより全会一致で採択された国連安保理決議第2328号を実施することにより、支援を必要とする全ての人々への即座の、完全な、及び障害のない人道アクセスが確保されることを要求した。四大臣は、全ての当事者、特にシリアの政権の支援者に対し、国連安保理決議第2254号及び第2268号並びに国際人道法に反する全ての軍事行動を即座に停止するよう、強く呼びかけた。敵対行為の停止は、国連安保理決議第2254号及びジュネーブ・コミュニケに合致した政治移行の実現に向けた誠実なシリア人対話の再開に不可欠である。また、四大臣は、ステファン・デ＝ミストゥーラ国連特使の取組に対する支持を再確認した。四大臣は、包括的な政治移行が正式に開始されて初めて、シリアの再建への支援を行うとのコミットメントを確認した。四大臣は、国連安保理に対し、シリアにおける化学兵器による攻撃の実行者、特に共同調査メカニズムの報告書によってその責任が裏付けられた者に対する制裁を採択するよう呼びかけた。四大臣は、いくつかは戦争犯罪及び人道に対する犯

罪に該当し得る、シリアで行われた人権侵害及び国際人道法違反の責任者の不処罰と闘う決意を再確認した。

12. 四大臣は、イラクの主権、統一及び領土一体性の遵守の重視を確認した。四大臣は、市民を保護する差し迫った必要性を想起しつつ、イラク軍によるISIL／ダーイシュに対する勝利を賞賛した。四大臣は、数百万に上る国内避難民の安全な状況での帰還を可能とするため、ISIL／ダーイシュから奪取した地域の安定は、人道的、戦略的優先事項であることを強調した。

13. 四大臣は、イランとEU3+3との間の核合意及び国連安保理決議第2231号の履行への支持を再確認した。四大臣は、イランが核合意を厳格に、長期に渡って履行することの重要性を強調した。

14. 四大臣は、2015年10月5日に採択されたアフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画の中で明らかにされ、2016年8月にナイロビで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の際に強調されたアフリカにおける両国の特別なパートナーシップを強化する意思を再確認した。また、四大臣は、日仏がパートナーである第3回ダカール・フォーラムの成功を祝した。四大臣は、持続的な資金調達手段及び平和のための基金を備えたとのアフリカ連合（AU）の意思を賞賛し、アフリカ諸国が自らの安全を自分たちの手により確保するという、より望ましい方向に向かっていることを歓迎する。この観点から、四大臣は、特に平和維持及び国境管理のための訓練を通じた、アフリカにおける国家レベル及び地域レベルでの能力強化のために取り組むことを確認した。

15. テロとの闘い、特にサブサハラ及びアフリカの角におけるテロとの闘いは、民主的安定及び国家の再建と同様、国際社会の優先課題であり続けなくてはならない。四大臣は、両国が、和平プロセスの実施を支援することに完全にコミットしているマリの状況を議論した。四大臣は、2016年11月17日にブリュッセルで開催された会議の際に再確認された、安定化及び再建の困難なプロセスの中で中央アフリカに寄り添うという国際社会の関与を祝した。四大臣は、その他の地域と同様にアフリカ大陸においても、拡大された、誠実な、そして責任感のある政治対話こそが、ブルンジ及びコンゴ民主共和国及び南スーダンで見られるような国内の緊張を持続的に解決することができる唯一の方策であることを力強く再確認した。特に、南スーダンにおいて、衝突の解決に関する合意の効果的な履行を通じて平和と安定を確かなものとする重要性

を強調し、政治状況及び一般市民の境遇の持続的な改善に向けた共同の努力を国際社会と共に継続する願望を確認した。

16. 四大臣は、2016年6月にEUによって発表された「EUグローバル戦略」の中で、特にアジアにおいて、EUが経済のみならず安全保障分野において更なる役割を果たすとの意思を示したことを賞賛した。四大臣は、同戦略の具体化及び安全保障分野における協力の重要性を強調した。四大臣は、日本及びEUが、国際安全保障環境の改善に共同で貢献するために、特に危機管理の分野で協力を拡大させようという共通の意思を祝した。そのために、四大臣は、共通安全保障・防衛政策（CSDP）と日本との間の協力の重要性を再確認した。四大臣は、新たな分野、特にアフリカにおける協力を発展させる願望を表明した。日本の両大臣は、EUから示されたアジアにおける安全保障に係る枠組み、特に東アジア首脳会議への参加についての関心に留意した。

17. 四大臣は、海洋安全保障やサイバーセキュリティの分野における訓練及び演習並びに「女性、平和、安全保障」アジェンダの実施について日本と北大西洋条約機構（NATO）との間の協力の拡大を歓迎した。四大臣は、この協力の深化への期待を表明した。

18. 四大臣は、両国が国連平和維持活動における主要なアクターであることを認識しつつ、同分野における二国間関係を強化する期待を示した。

19. 両国は、安保理がその執行機関・決定機関としての性質を保ちつつ、集団安全保障システムの正統性、実効性及び代表性を高めるために、安保理改革が極めて重要であることを確認した。国連設立から71年を経て、近年、グローバルガバナンスにおけるその他の側面で主要な改革が行われたからこそ、本件についての前進は極めて重要である。両国は、安保理の、常任及び非常任という二つのカテゴリーにおける拡大という共有された見解を確認した。さらに、四大臣は、文書に基づく交渉の立上げに向けた有意義な進展をはじめ、現在進められている政府間交渉を推進するものとして、安保理改革に関するフレンズ・グループの創設を歓迎した。フランス共和国は、日本が、その他のG4のメンバー（ドイツ、ブラジル、インド）と共に常任理事国の地位を得ることへの支持を再確認し、常任理事国に加わることを含む、アフリカの更なるプレゼンスへの期待を表明した。

安全保障・防衛分野における二国間関係

20. 四大臣は、両国間の「特別なパートナーシップ」の枠組みの中で行われている防衛対話の質への満足を表明した。四大臣は、2013年6月の日仏首脳会談の際に発出された共同声明に沿った安全保障及び防衛の分野での協力の重要性を再確認した。四大臣は、両国間で進められている協力の発展を賞賛した。

21. 物品又は役務の相互提供の分野において実質的な協力が行われることは、二国間の防衛関係の発展の極めて重要な一面となることを考慮しつつ、四大臣は、物品役務相互提供協定（ACSA）の締結を目指した交渉を開始することで一致した。かかる協定は、将来において、日本国自衛隊の部隊とフランス共和国軍部隊との間の相互運用性を強化し、双方の部隊の演習、平和維持活動、救援活動等への共同参加を容易にする。

22. 四大臣は、両国の防衛産業協力の基礎となる、防衛装備品及び技術の移転に関する協定が2016年12月1日に発効したことを祝した。また、四大臣は、防衛装備品に関する委員会の枠組みで進められている作業を賞賛した。この点に関し、四大臣は、「2+2」でも議論されたとおり、今後のより幅広い協力につながるプロジェクトである、機雷対処用水中無人航走体に関する協力が早急に具体化することへの期待を確認した。さらに、四大臣は、両国の安全保障環境及び管理制度の厳格さについての意見交換を可能とする輸出管理措置に関する委員会の枠組みで進められている作業を歓迎するとともに、アジア地域及び世界の平和と安全のため、武器、機微な汎用品及びそれらの技術に係る輸出管理制度の重要性を強調した。

23. 四大臣は、安全保障及び防衛の分野、特に、海洋安全保障、テロ対策、HA/DRの分野において、アフリカ及びアジア諸国の能力構築のための支援に関する更なる連携を追求していくことを確認した。アフリカについては、四大臣は、アフリカ大陸における平和及び繁栄に資する、アフリカにおける安全保障分野での両国の協力を発展させることで一致した。両国は、2017年に、ジブチにおいて、海洋安全保障の分野における訓練についての協力を実施することへの期待を確認した。四大臣は、2016年10月のアフリカの海洋安全保障・海上安全に関するAU特別首脳会合の成功を祝した。同首脳会合は、日仏の支持を受け、既存の地域のイニシアティブ、特に、インド洋及びギニア湾におけるものを支援するものとなった。

24. 四大臣は、前回「2+2」の際に期待が示された宇宙協力の分野で前進が見られること、特に宇宙状況把握（SSA）に関する協力について具体的な進捗があったことを歓迎した。また、四大臣は、衛星技術を用いた海洋観測の分野で二国間協力を推進することを呼びかけた。四大臣は、2016年3月にパリで第1回が開催された日仏包括的宇宙対話の質に関して満足し、現在の形でこれを定期化することへの期待を示した。四大臣は、本対話の継続により、本対話が特定した、又は今後特定することになる全ての分野における宇宙協力の深化につながることに期待を示した。四大臣は、2017年に日本で予定されている次回の包括的宇宙対話の際に、SSA協力を具体化することへの期待を表明した。

25. 四大臣は、サイバー脅威の現状についての情報交換及び重要インフラ防護についての良い前例の交換を深めることを可能とする、第3回日仏サイバー協議が2017年1月23日に開催されることを祝した。

26. 四大臣は、日本の自衛隊が、2016年11月にニューカレドニア駐留フランス共和国軍によって開催された第16回多国間訓練「南十字星」に参加したことを歓迎し、次回以降の自衛隊の貢献の継続を呼びかけるとともに、アジア太平洋地域におけるHA/DRに関する分野での協力の取組を継続することを確認した。四大臣は、2017年の「ジャンヌダルク」練習艦隊の日本への寄港時、及びアデン湾における海賊対処のマージンにおいて共同訓練のレベルを高めることで一致した。日本の両大臣は、水陸両用作戦に関する日米共同訓練「アイアン・フィスト」へのフランス共和国によるオブザーバー参加を歓迎した。

27. 四大臣は、次回の四幕スタッフトークスを2017年に東京で開催することを確認し、軍種間交流を促進していくことで一致した。

28. 本日の会合の成功を受けて、四大臣は意見交換を継続すること及び2018年に本形式での次回会合を日本で開催することを決定した。